

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(平成28年3月31日現在)

区分		等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		274	276	48	54	77	66	795
聴覚平衡機能障害		56	153	100	113	7	243	672
音声・言語・そしゃく機能障害		17	12	54	36	—	—	119
肢体不自由		734	924	658	942	482	214	3,954
内部障害	心臓	864	14	276	312	—	—	1,466
	じん臓	459	3	5	2	—	—	469
	呼吸器	30	1	45	21	—	—	97
	ぼうこう・直腸	5	1	13	241	—	—	260
	小腸	1	0	1	0	—	—	2
	免疫	4	3	2	0	—	—	9
	肝臓	11	1	2	0	—	—	14
	小計	1,374	23	344	576	—	—	2,317
合計		2,455	1,388	1,204	1,721	566	523	7,857

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳交付の推移

(各年度末現在)

区分		年度			
		24	25	26	27
視覚障害		847	850	820	795
聴覚平衡機能障害		688	693	693	672
音声・言語・そしゃく機能障害		120	122	121	119
肢体不自由		3,983	3,988	3,939	3,954
内部障害	心臓	1,422	1,410	1,419	1,466
	じん臓	416	437	451	469
	呼吸器	96	101	98	97
	ぼうこう・直腸	222	235	246	260
	小腸	3	3	2	2
	免疫	6	7	8	9
	肝臓	10	10	11	14
	小計	2,175	2,203	2,235	2,317
合計		7,813	7,856	7,808	7,857

(2)療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第156号厚生事務次官通知	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

<実績>

(各年度末現在)

年度	23	24	25	26	27
区分					
A（最重度・重度）	610	621	625	630	654
B（中度・軽度）	549	577	595	617	647
計	1,159	1,198	1,220	1,247	1,301

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
25	1級	71	56	127
	2級	318	319	637
	3級	114	74	188
	計	503	449	952
26	1級			133
	2級			703
	3級			203
	計			1,039
27	1級			138
	2級			761
	3級			215
	計			1,114

※改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成26年4月1日施行）により、性別区分が撤廃された。

② 精神障害者在院患者数

(各年度末現在)

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307
25	1,117	3	349	765	2,371
26	1,121	5	313	803	2,503
27	1,109	5	279	825	2,567

(4)福祉制度一覧表(1)

制度 障害等の種別 等級	公共料金などの割引・助成										税金			日常生活の援助		
	タクシー料金		鉄道運賃割引	バス運賃割引	国内線航空割引	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	特別障害者控除	障害者控除	(軽)自動車取得税免除 (軽)自動車税免除	車いす貸出し	補装具	日常生活用具
	福祉タクシー利用券	一割引				全額免除	半額免除									
視 覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
聴 覚・ 平 衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
音 声 語 そ し ゃ く	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
内 部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
知 的 障 害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○	
精 神	1		△				△	△	○		○	○	△	○		
	2		△				△		○		○		○	○		
	3		△				△		○		○		○	○		
難 病													○	△	△	

○…… 対象 △…… 状況により対象

福祉制度一覧表(2)

制 度	障害等の種別 等級	サービス		社会参加			手当・年金等						医療の給付・助成					
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療
														更生医療	精神通院医療	育成医療		
視 覚	1	△	△					△	△	△			△		△	△	△	
	2	△	△					△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△					△					△		△	△	△	
	4	△	△										△		△			
	5	△	△										△		△			
	6	△	△										△		△			
聴覚・ 平衡	2	△	△		△			△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△		△			△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△								△		△			
	5	△	△										△		△			
	6	△	△										△		△			
音声 言語 そしゃく	3	△	△		△			△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△								△		△		△	
肢 体 不 自 由	1	△	△	△	△	△		△	△	△			△		△	△	△	
	2	△	△	△	△	△		△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△		△	△		△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△	△							△		△		△	
	5	△	△			△							△		△			
	6	△	△			△							△		△			
内 部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△	
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△	
	3	△	△	△	△			△	△			△	△	△	△	△	△	
	4	△	△		△							△	△	△				
知 的 障 害	A	△	△		△			△	△	△			△			△	△	
	B	△	△		△			△					△			△		
精 神	1	△	△					△	△	△				△		△	△	
	2	△	△					△						△			△	
	3	△	△					△						△				
難病		△	△										△					

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1)障害支援区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

介護給付等の受給を希望する障害者が障害支援区分の認定を受けるため、支援区分の調査及び審査を行う。

<実績>

区分	23	24	25	26	27
認定件数 (件)	337	382	227	354	367
審査会開催回数 (回)	20	19	12	19	18

(2)介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実績>

区分	年度	23	24	25	26	27
ホームヘルプ	利用時間 (延)	67,009	66,297	70,818	73,534	77,275
	事業費 (千円)	247,298	275,116	295,009	302,359	314,476
短期入所	利用日数 (延)	930	1,364	1,004	1,146	1,201
	事業費 (千円)	8,337	10,827	8,965	10,120	12,579
重度訪問介護	利用時間 (延)	3,174	3,969	4,558	4,466	4,448
	事業費 (千円)	7,136	9,612	11,245	10,443	11,927
行動援護	利用時間 (延)	12	1	72	248	213
	事業費 (千円)	40	5	284	991	907
同行援護	利用時間 (延)	3,986	10,526	11,389	11,607	13,699
	事業費 (千円)	8,299	25,632	29,389	31,374	46,221
療養介護	利用人数 (延)	68	326	317	318	331
	事業費 (千円)	17,739	82,590	83,236	84,674	86,824
生活介護	利用回数 (延)	49,006	84,891	88,527	89,287	91,706
	事業費 (千円)	453,195	728,923	774,133	835,550	861,300
施設入所支援	利用人数 (延)	1,886	2,915	2,914	2,928	2878
	事業費 (千円)	163,876	273,417	280,400	295,781	287,131
ケアホーム	利用人数 (延)	288	561	693	61	—
	事業費 (千円)	29,009	69,337	87,437	9,488	—

※平成23年10月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加

※平成26年4月からケアホームとグループホームをグループホームへ一元化

(3) 訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
自立訓練	利用回数(延)	1,196	10,482	10,073	8,366	10,580
	事業費(千円)	7,632	57,857	57,486	48,847	64,247
就労移行支援	利用回数(延)	7,799	7,363	8,228	7,611	10,006
	事業費(千円)	66,387	62,279	71,634	68,339	90,563
就労継続支援	利用回数(延)	29,516	48,956	49,668	55,759	69,730
	事業費(千円)	145,285	288,586	339,020	382,872	476,091
グループホーム	利用回数(延)	220	489	490	1,188	40,460
	事業費(千円)	13,898	16,513	33,580	126,772	167,160

※平成26年4月からケアホームとグループホームをグループホームへ一元化

(4) 障害者入所系支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

(平成28年3月31日現在)

種別	利用数(人)	利用施設数
施設入所支援	240	60 施設
グループホーム	115	52 施設
合計	355	112 施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
地域移行支援	利用人数 (延)	0	0	0	0
	事業費 (千円)	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数 (延)	0	13	2	0
	事業費 (千円)	0	94	6	0

※平成24年4月から開始

(6) 計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
計画相談支援	利用人数 (延)	11	605	1,166	1,744
	事業費 (千円)	168	9,878	19,894	31,909

※平成24年4月から開始

(7) 障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などを行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
児童発達支援	利用日数 (延)	3,599	4,353	4,432	5,111
	事業費 (千円)	39,817	49,830	50,945	57,754
放課後等 デイサービス	利用日数 (延)	2,699	3,831	5,460	8,996
	事業費 (千円)	23,458	34,461	48,430	79,659
保育所等訪問支援	利用日数 (延)	42	49	76	19
	事業費 (千円)	377	444	741	235

※平成24年4月から開始

(8) 障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
障害児相談支援	利用人数(延)	4	70	236	125
	事業費(千円)	67	1,290	3,954	5,070

※平成24年4月から開始

(9)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者(児)の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
補聴器	交付件数	47	47	59	43	34
	修理件数	18	12	14	12	15
	金額(千円)	3,312	3,367	3,763	2,460	2,167
義肢	交付件数	13	5	11	2	6
	修理件数	12	14	13	13	14
	金額(千円)	7,063	3,834	6,074	3,752	3,766
車椅子	交付件数	25	29	31	26	14
	修理件数	38	51	54	55	30
	金額(千円)	5,863	7,516	7,427	7,458	4,033
装具	交付件数	33	41	37	30	51
	修理件数	17	11	7	20	17
	金額(千円)	3,662	3,567	2,932	3,402	3,159
安全杖	交付件数	17	15	14	17	8
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	68	61	62	81	35
その他	交付件数	20	22	18	26	26
	修理件数	26	4	13	12	15
	金額(千円)	4,336	3,146	5,215	3,123	3,130
計	交付件数	155	159	170	144	140
	修理件数	111	92	101	112	91
	金額(千円)	24,304	21,491	25,473	20,276	16,290

(10)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

根拠法令等	福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱、大牟田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用を一部助成する。

<実績>

年度	26	27
区分		
交付件数	1	1
金額(千円)	37	74

※平成26年10月から開始

(11)更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実績>

年度		23	24	25	26	27
じん臓	件数	4,628	4,929	5,518	5,528	5,908
	金額(千円)	284,478	302,461	280,100	307,833	309,240
心臓	件数	111	96	72	61	74
	金額(千円)	18,042	24,641	22,890	24,494	20,462
その他	件数	80	72	66	71	83
	金額(千円)	10,918	11,839	6,539	5,806	15,275
計	件数	4,819	5,097	5,656	5,660	6,065
	金額(千円)	313,438	338,941	309,529	338,133	344,977

(12)療養介護医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

医療と常時介護を必要とする場合に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。そのうち医療に係るものを療養介護医療として給付する。

<実績>

年度		23	24	25	26	27
療養介護医療	利用人数(延)	68	325	318	314	334
	金額(千円)	3,606	22,712	22,340	22,582	23,831

(13)相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
利用件数 (延数)	12,858	12,155	15,778	11,736	12,191
事業費 (千円)	20,309	20,309	20,309	20,309	20,809
事業所数	4	4	4	3	4

(14)移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用時間	20,077	17,111	21,306	21,258	28,763
事業費 (千円)	48,435	43,001	49,434	56,894	68,300

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用時間	246	275	297	231	194
事業費 (千円)	320	358	387	300	252

(15)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

年度 区分	23	24	25	26	27
延派遣回数	12	10	8	5	1
事業費(千円)	58	63	32	59	23

手話奉仕員派遣事業

年度 区分	23	24	25	26	27
延派遣回数	238	232	228	206	233
事業費(千円)	449	477	411	396	408

手話通訳者配置事業

年度 区分	23	24	25	26	27
配置時間	1,100	1,105	1,095	1,094	1,092
事業費(千円)	1,108	1,226	1,212	1,212	1,210

(16)地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当 障害サービス担当	負担割合	基礎的事業分(市 10/10), 機能強化事業分(国 1/2, 県 1/4, 市 1/4)

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績 I型>

年度 区分	23	24	25	26	27
延利用回数(延登録者数)	25,059	29,134	13,720	11,104	10,710
事業費(千円)	18,720	18,720	18,720	18,720	19,520
事業所数	2	2	2	2	2

<実績 II型>

年度 区分	23	24	25	26	27
延利用回数(延登録者数)	0	0	1,910	2,137	1,961
事業費(千円)	0	0	7,100	7,100	7,300
事業所数	0	0	1	1	1

<実績 III型>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数 (延登録者数)	4,952	5,183	3,271	3,436	3,318
事業費 (千円)	17,700	17,700	11,800	11,800	11,800
事業所数	3	3	2	2	2

(17)日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
特殊寝台	5	5	6	4	2
盲人用時計	7	6	6	9	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	7	9	10	4	3
入浴補助用具	2	11	8	9	7
聴覚障害者用屋内信号装置	8	1	3	2	1
聴覚障害者用通信装置	4	1	5	2	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,662	2,742	2,667	2,786	2,736
その他	51	62	38	53	28
合計	2,746	2,837	2,743	2,869	2,785
事業費 (千円)	30,312	30,964	29,903	30,193	29,025

(18)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数	5,062	5,686	4,707	4,390	4,541
事業費 (千円)	12,925	13,646	11,516	11,266	11,153

(19)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実 績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数	48	48	48	48	48
事業費 (千円)	1,838	1,838	1,838	1,838	2,067

(20) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実 績>

事業名 \ 年度	23	24	25	26	27
点訳奉仕員養成事業	143	143	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	127	127	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	652	475	652	—	—
手話奉仕員養成事業	554	554	554	449	508
点字・声の広報等発行事業	483	629	629	629	629
自動車運転免許取得・改造助成事業	540	340	373	90	180
生活訓練事業	454	454	454	319	514
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	0	21	25	—	25
入院時生活支援事業	44	9	38	0	4
合 計 (千円)	3,619	3,180	3,289	2,703	2,133

(21) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実 績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
利用件数 (延数)	142	119	105	31	87
業費 (千円)	1,268	1,074	945	280	785

(22)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
利用件数 (延人数)	86	12	18	24	25
事業費 (千円)	248	39	44	61	73

(23)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者 (児) の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
相談延べ件数	41	31	33	23	29

(24)福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部 (基本料金) を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
交付人員	328	306	289	264	283
交付延枚数	3,744	3,495	3,302	3,001	6,220
利用延枚数	3,022	2,759	2,656	2,455	4,856
事業費 (千円)	1,870	1,707	1,643	1,565	3,098

(25)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業概要>

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成27年4月～平成30年3月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
市	有松 由里子	54-7212		全般
	大場 和正	58-7320		〃
	幸田 義勝	57-8002		〃
	長井 直子	52-8655		〃
	西山 裕秀	090-9492-2711		〃
	松尾 サダ子	56-1642		〃
	本木 正敏		43-3327	聴覚

<知的障害者相談員名簿>

(任期 平成27年4月～平成30年3月)

区分	氏名	電話
市	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(26)外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	22	23	24	25	26	27
支給人員	1	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	51	52	51

(27)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

<利用状況>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
開館日数(日)		295	295	293	294	293
利用者	障害者(人)	14,092	13,322	12,569	12,213	12,795
	その他(人)	38,549	37,344	34,942	35,791	33,669
	計(人)	52,641	50,666	47,511	48,004	46,464
障害者利用率(%)		26.7	26.2	26.5	25.4	27.5

※利用者数は、ふれあいパラリンピック&サン・アビまつり等への参加者を含む

(28)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分		年度				
		23	24	25	26	27
加入世帯数(延)		132	120	116	72	36
扶助世帯数(延)		48	48	42	28	12
扶助料(千円)		198	229	191	125	70

(29)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有するもの
- ・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
国保	対象者	813	822	776	752	744
	件数	18,319	17,663	17,000	17,167	17,145
	金額(千円)	153,750	147,553	153,310	145,133	129,961

後期	対象者	2,351	2,400	2,374	2,302	2,317
	件数	51,987	51,568	52,030	53,841	54,308
	金額(千円)	217,322	210,981	205,593	204,112	201,739
社保	対象者	402	289	293	319	296
	件数	7,244	6,215	6,421	6,017	5,919
	金額(千円)	71,306	60,862	63,685	60,925	46,250
計	対象者	3,566	3,511	3,443	3,373	3,357
	件数	77,550	75,446	75,451	77,025	77,372
	金額(千円)	442,378	419,396	422,588	410,170	377,950

(30)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国3/4,市1/4

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
支給 人員	特別障害者手当	1,319	1,332	1,400	1,343	1,362
	障害児福祉手当	568	642	725	738	689
	福祉手当(経過措置分)	251	240	240	230	209
	計	2,138	2,214	2,365	2,311	2,260
支給額(千円)		46,507	47,597	50,428	48,630	49,070

※人員は延人員

(31)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—(県が支給)

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態(法令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

(手当支給停止者を除く。平成28年3月31日現在)

年度	23	24	25	26	27
支給人員	164	177	165	171	179

(32)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保、就労、登下校支援などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

3 精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	基本は県

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

<実 績>

①精神保健相談の状況

年 度	精 神 保 健 相 談								
	実人員	延 人 員							
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
23	102	287	4	189	15	0	4	18	57
24	147	440	19	258	30	0	3	53	77
25	132	411	25	146	28	0	5	73	134
26	163	503	53	198	15	5	11	33	188
27	167	389	26	169	17	5	6	68	98

②精神保健訪問指導の状況

年 度	精 神 保 健 訪 問 指 導					
	実人員	延 人 員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
23	64	139	2	46	11	80
24	40	112	2	46	9	55
25	58	272	18	56	10	188
26	84	162	20	40	6	96
27	86	207	9	72	5	121

③心の健康相談

年度	23	24	25	26	27
区分					
相談延人員	14 (4)	35 (7)	32 (3)	21 (4)	18 (1)

※（ ）内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

①自殺対策緊急強化事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策強化事業実施要綱等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	県 10/10、3/4、1/2 (事業内容による)

ア. 講演会・講座

「こころイキイキ講座」を5回1クールで、5回全てに参加できる10～15人を対象に実施。
【参加延人数】 30人

「こころイキイキ講座」の昨年度参加者の復習編を1回実施。
【参加実人数】 6人

「ぐっすり眠るしあわせ～子どもの睡眠障害がもたらす影響～」をテーマに子どもを持つ保護者や児童、生徒・学校関係者などを対象に講演会を実施。
【参加者数】 260人

イ. いのちの相談窓口（H28年3月より「こころリフレッシュ相談」に改称）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 27人